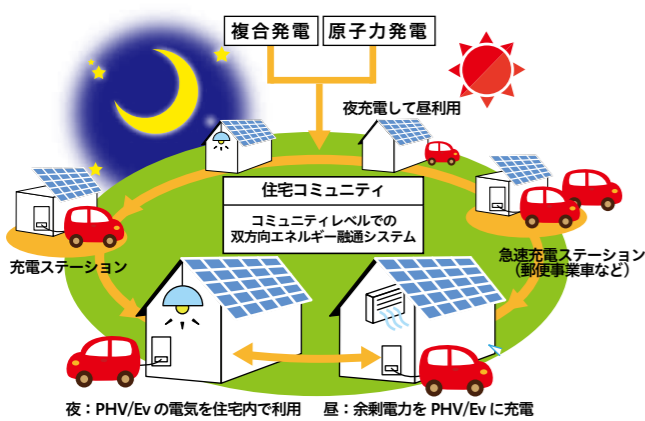


スマートシティの推進による安芸高田市の活性化！

スマートシティの定義は、いろいろ考えられますが、①市民の皆様の利便性、快適性の向上②持続可能性（環境への配慮・安心安全・経済循環・自立）③サービスや事業の資源的効率化の3つが考えられ、ITの活用は、生活の利便性の向上を図る有効な手法と考えられます。我が国では、5年前の東日本大震災を教訓に、電力エネルギーの問題が大きくクローズアップされ、太陽光・風力・地熱・バイオマスなどの多様な再生可能エネルギーに関心が高まっている現状があります。日本のエネルギー問題は、原子力の使用だけでなく、エネルギー小国の日本にとって、全ての貴重な資源を旨く効率的に組み合わせることが大切です。昨年4月電力（小売）が全面自由化になりました。自由化は、今後の生活に非常に意味があり、社会的にも大きなプラスになると思います。大手電力会社等は、将来の企業生命をかけて厳しい競争に迫られています。いずれにしても、ITを活用して、既存の電力・ガス・上下水道・

交通システム・公共施設などのハードインフラや、医療・介護・教育・防災・危機管理などのソフトインフラを効率的に運用し、市民の皆様がより快適に生活が出来るよう、まちづくりを進めていくことが行政の大切な使命と考えています。本市での多様なエネルギーの活用は、温水プールに地熱を活用しているほか、市内の庁舎・学校・保育所等の公共施設の屋根を太陽光発電に活用しています。が、抜本的な活用には至っていません。本市は今後人口の減少に伴い、限界集落の増加が想定されます。これらの集落が生き残ってゆくためには、スマートシティの発想は大変有意義な手法と考えています。集落で太陽光等で発電した電力を集落で消費し、農産物の生産性を向上させ農業所得の向上を図る事が、人口流出に歯止めをかける事に繋がると思っています。現在計画している「道の駅」についても、極力スマートシティの発想を取り入れ、これまで活用されなかった、自動車の走行エネルギーの活用やITを活用し

各種情報連携をし、農産物販売・観光の効率化を図りたいと思います。今後は、整備した超高速通信網（光ファイバー）を中心に中山間地域に適したエネルギーや生活、環境が有効に繋がったスマートシティ建設を目指したいと思えます。このためには、市民の皆様のご理解・ご協力のもと、行政・議会が一丸となり事業の推進をはかる事が大切だと思います。



●題字：安芸高田市長 浜田一義

健康いいカラダ



高額医療・高額介護合算療養費

保健医療課 ☎42-5619
☎42-2130

国民健康保険と介護保険の両方で自己負担を支払われているとき、世帯の負担が軽減されるよう、基準額を超えた自己負担額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

対象となられる方には12月にお知らせを送付しております。お知らせが届いた方は申請をしてください。

計算期間や自己負担限度額、申請に必要なものは次のとおりです。

○計算期間
平成27年8月から平成28年7月までの1年間。

○自己負担限度額
下表1のように設定されています。

○申請に必要なもの
・国民健康保険被保険者証
・世帯主の口座番号のわかるもの

・認印
・マイナンバーカード又は通知カード

※申請手続きの注意点

計算期間内に次の変更があった方はお知らせができない場合があります。お手数ですが領収書等で支給対象となるかご確認いただき申請してください。

・市町を越える住所変更
・国民健康保険以外の保険から国民健康保険に変わった方

○自己負担額の計算例
70歳以上、市民税非課税（低所得Ⅱ）の2人世帯

各制度の自己負担額

（国保の高額療養費または介護の高額介護サービス費で支給された額は除く）

①医療保険	15万円
②介護保険	25万円
③合計（①+②）	40万円
④基準額	31万円
⑤支給額（③-④）	9万円

年間の負担が、40万円から31万円になります。

自己負担限度額※表1

70歳以上	
区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

現役並み所得者……高齢受給者証の負担割合が3割の方
一般……市民税課税世帯で現役並み、低所得Ⅱ及びⅠ以外の方
低所得Ⅱ……市民税非課税世帯で低所得Ⅰ以外
低所得Ⅰ……市民税非課税世帯で世帯員全員の所得が0円

平成28年9月診療分一人当り医療費（単位円）

	安芸高田市	県平均	順位
全被保険者	25,654	25,803	14

※県内順位・県内23市町で1人当たり費用額が高い順

70歳未満		
区分		限度額
所得が901万円超	ア	212万円
所得が600万円超 901万円以下	イ	141万円
所得が210万円超 600万円以下	ウ	67万円
所得が210万円以下	エ	60万円
市民税非課税	オ	34万円

所得とは

総所得金額等から基礎控除額（33万円）を控除した後の所得金額

※退職所得や非課税年金である遺族年金、障害年金を含まず、また、雑損失の繰越控除は適用されません

総所得金額等

給与所得、公的年金所得、土地・建物の譲渡所得などを合計したもの